

経済財政運営と改革の基本方針 2014
～デフレから好循環拡大へ～

抜 粋

平成 26 年 6 月 24 日

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

(教育再生)

(略)

「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

(4) 少子化対策

人口急減・超高齢化に対する危機意識を共有し、少子化危機ともいうべき現状を突破していかなければならない。出産・子育て支援も社会保障の柱であるという認識を共有しつつ、出生率の回復に成功した諸外国の経験も参考にしながら、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行うため、財源を確保した上で子どもへの資源配分を大胆に拡充し、少子化対策を充実する²⁹。さらに、夫婦が希望する数の子どもを持てるよう、家庭や地域のかも視野に入れ、第三子以降の出産・育児・教育への重点的な支援など、これまでの少子化対策の延長線上にない政策を検討する。

新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。また、都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策に国と地方自治体、都道府県と市町村がそれぞれの役割に応じ連携した取組を推進するとともに、行政を始めとして、国民、企業、学校、メディアなど全ての関係者が少子化危機突破の認識を共有するための取組を進める。加えて、児童虐待防止対策を進める³⁰。